



2026年3月19日

各 位

会 社 名 株式会社イー・ロジット  
代表者名 代表取締役社長 池田 忠史  
(コード番号：9327 東証スタンダード市場)  
問合せ先 執行役員CFO経営管理本部長 森 俊介  
(TEL. 03-3518-5460)

## 基準日後株主に対する議決権付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第124条第4項に基づき、2026年6月26日に開催予定の当社第27回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に係る基準日（2026年3月31日）後に当社第8回新株予約権（以下、「本第8回新株予約権」といいます。）の行使により当社普通株式を取得した者に対して、当該株式につき本定時株主総会における議決権を付与することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 議決権を付与する株式（予定）

- (1) 発行株式数 普通株式 7,000,000株
- (2) 議決権の数 70,000個
- (3) 株主名 須田忠雄氏（以下、「須田氏」といいます。）
- (4) 議決権総数に占める割合 30.65%

(注)

1. 須田氏は、当社普通株式を1,250,000株保有する株主であり、仮に本第8回新株予約権の行使による発行株式に係る議決権を合算した場合、須田氏の本定時株主総会における議決権数は最大82,500個（議決権総数に対する割合は36.12%）となります。
2. 議決権総数に占める割合は、2025年9月30日現在の総株主の議決権数（145,903個）及び2026年2月18日に付与した12,500個に、本第8回新株予約権の行使による発行株式数の議決権数を加算した数を基に算出しております。
3. 本議決権の付与については、事務手続きが可能となる日付までに行使されたものに対して付与をいたします。また、議決権を付与する株式数は、確定次第お知らせします。

#### 2. 議決権を付与する理由

本第8回新株予約権は、当社の事業基盤の強化及び中長期的な企業価値向上を目的とした資金調達の一環として発行されたものであり、その引受けに際しては、当社の中長期的な成長戦略及び経営方針に対する理解と賛同を前提としております。当社は、須田氏が当社の企業価値向上を志向する投資家として当社の事業活動を支援する立場にあるものと認識しております。

一方、現在の当社株価は本第8回新株予約権の行使価格を下回る水準で推移しており、当該新株予約権の権利者が現時点で権利行使を行うことは必ずしも容易ではない状況にあります。しかしながら、須田氏は当社の中長期的な企業価値向上を志向して本第8回新株予約権を保有していることから、本定時株主総会前に株主となった部分についても適切に反映させることには合理性があると判断いたしました。

また、当社は企業価値の持続的向上の観点から、継続性のある安定した経営基盤の確立が重要であると認識しております。当社の事業活動を支える取引先その他のステークホルダーからも、安定的な経営体制の下

での事業運営が重要であるとの認識が示されており、当社としても当社の中長期的な企業価値向上を志向する投資家の意思を株主総会において適切に反映させることは合理性があるものと判断いたしました。

以上の事情を総合的に勘案し、当社は会社法第124条第4項に基づき、本第8回新株予約権の権利者に対して、本定時株主総会に係る議決権を付与することといたしました。

また、本措置については、当社顧問弁護士より、「定時株主総会に最も近い時点における株主の意思を株主総会に反映させる必要性が認められる場合には、会社法第124条第4項に基づく議決権付与には十分合理性が認められる」との見解を得ております。

同条ただし書に規定される「基準日株主の権利を害することができない」との制限については、一般に基準日後に株式譲渡が行われた場合の譲渡人等を指すものと解されており、新株予約権の行使により株式を取得した株主はこれに含まれないと解されることから、本件措置は同規定に抵触するものではないとの見解を同弁護士からいただいております。

したがって、当社として本措置は会社法第124条第4項に基づき、本第8回新株予約権の権利者の本定時株主総会前に株主となった部分についても本定時株主総会において適切に反映させることを目的として実施するものであり、基準日株主の権利を害するものではないと理解しております。

以 上